

## Ⅶ. 健康危機への対応

### 1. 健康危機管理体制の整備

#### (1) 目標

大目標	健康危機発生から終息に至るまで、区民の生命と健康を守るため、迅速かつ的確に対処し、健康被害を最小限にとどめ、被害の拡大防止、事態収拾に努めます。
小目標	① 健康危機の発生予防、発生時対応、被害の軽減のための全庁的な体制を整備します。 ② 保健所の健康危機管理体制を強化します。 ③ 地域及び関係機関との連携により健康危機管理体制を構築します。

#### (2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
健康危機管理関係訓練実施回数	3回	令和5年版 豊島区の保健衛生	7回	10回

#### (3) 現状と課題

首都直下型地震や新型インフルエンザ等感染症及び食中毒等への対応等、区民の生命と健康の安全を守るため、健康危機に備え、発生から終息まで迅速かつ適切な対応が求められています。

そのため、現行の豊島区地域防災計画、豊島区国民保護計画等に基づく危機管理体制との整合性を図るとともに、庁内外の組織、関係機関との緊密な連携のもと、マニュアルの整備、所内体制の整備等、実効性のある健康危機管理体制の構築が不可欠です。

#### (4) 目標達成に向けた取り組み

**重点** ① 健康危機管理体制の検証・整備（地域保健課／生活衛生課／保健予防課／健康推進課／長崎健康相談所／防災危機管理課）

豊島区健康危機管理に関する指針等に基づく各体制の検証・整備を行なうとともに、教育、訓練を関係機関と繰り返し実施し、その実効性の確保に努めます。

事業名（担当課）	事業内容
健康危機管理体制の検証・整備 （地域保健課 / 生活衛生課 / 保健予防課 / 健康推進課 / 長崎健康相談所）	関係機関との連携による訓練を実施し、体制の検証と整備を行なう。

② **関係機関との連携強化**（地域保健課 / 保健予防課 / 健康推進課 / 防災危機管理課）

防災危機管理課と連携し、警察、消防、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会など、関係機関との情報連絡体制を確立し、システムの構築など情報提供体制を強化します。

③ **区民への適切な情報提供**（地域保健課）

タイムリーで適切な情報が提供できるように、ホームページやSNS、広報等を通じて、情報発信を行ないます。

## 2. 新型インフルエンザ等対策

### (1) 目標

<b>大目標</b>	新型インフルエンザ等の感染拡大を防止することにより、区民の生命及び健康を保護し、社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう努めます。
<b>小目標</b>	① 新型インフルエンザの正しい知識の普及と事前対策に努めます。 ② 発生に備え、初動対応・医療体制を構築します。 ・ 地域医療体制の整備、予防接種実施体制の構築 ・ 新型インフルエンザ等対策訓練の実施、資器材の整備・備蓄 ③ 発生時、限られた人員で行政機能を維持できる体制を整備します。

### (2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
訓練実施回数	0回 <sup>(*)</sup>	令和5年版 豊島区の保健衛生	1回	1回
協議会開催回数	1回 <sup>(*)</sup>	令和5年版 豊島区の保健衛生	1回	1回

(\*) 令和4年度は新型コロナウイルス感染症のまん延のため、開催に制限あり。

### (3) 現状と課題

#### ① 新型インフルエンザ等対策の体制

平成21年4月にメキシコで豚由来の新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、世界的に大流行になり、日本でも発生後1年間で約2千万人が罹患したと推計されています。幸い病原性は高くなく、平成23年3月末には、新型インフルエンザ(A/H1N1)は季節性インフルエンザ(A/H1N1)に移行しています。

令和元年に中国の武漢で新型コロナウイルス感染症が発生し、世界的な大流行となりました。日本でも全数把握が行なわれていた令和5年5月7日までに、3千万人超が罹患したと推計されます。

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけとしては、令和2年1月に指定感染症、令和3年2月に新型インフルエンザ等感染症となり、令和5年5月に5類感染症に変更されました。この間の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に感染症法が改正され、保健所設置区においても予防計画を作成することが明記されました。都の予防計画を踏まえて、区の予防計画を策定します。また、これらを踏まえて新型インフルエンザ等対策行動計画及び行動マニュアルの見直しをおこなう必要があります。

- ・平成24年 5月：新型インフルエンザ等対策特別措置法 制定
- ・平成24年 5月：業務継続計画（新型インフルエンザ編） 策定
  - \* 令和4年1月：業務継続計画（感染症編）に名称変更
- ・平成25年 3月：豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例・同施行規則 制定
- ・平成25年 4月：特措法 施行（→区条例・規則 施行）
- ・平成25年 6月：新型インフルエンザ等対策政府行動計画 策定
- ・平成25年 11月：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 策定
- ・平成26年 6月：豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画 策定
- ・平成28年 2月：新型インフルエンザ等対策行動マニュアル～初動対応編～ 策定
- ・令和4年 12月：感染症法 改正

## ② 豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会

対策を円滑に推進し、具体的な協力体制を構築するため、感染症指定医療機関・区内関係団体等の意見を聞き、必要な事項を検討しています。

発生時の医療体制や予防接種体制を整備するために、関係機関と役割分担を確認し、事前協議を進める必要があります。

## ③ 新型インフルエンザ等対策訓練

発生時に迅速な初動対応ができるように個人防護服（PPE）着脱訓練・机上訓練・陰圧テント設営訓練などを実施しています。

## ④ 新型コロナウイルス感染症対策

令和元年に中国の武漢で新型コロナウイルス感染症が発生し、日本でも感染者が報告されました。豊島区では、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症のコールセンター（電話相談センター）を開設し、同年2月には感染者、濃厚接触者への対応が始まりました。同年3月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類に変更されるまで、計59回開催しました。

全庁職員での対応、ICTツールの活用等、この間の新型インフルエンザ等感染症への対応を踏まえて、区の予防計画を策定します。

- ・令和2年1月 感染症法上の指定感染症に位置づけ
- ・令和3年2月 感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症に変更
- ・令和3年4月 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行
- ・令和4年9月 感染症法上改正 新型インフルエンザ等感染症の全数届出の見直し
- ・令和5年5月 感染症法上の位置づけが5類感染症に変更

#### (4) 目標達成に向けた取り組み

##### 重点 ① 地域医療体制の整備、協議会の運営（地域保健課／保健予防課）

地域医療体制をはじめとする具体的対策を区医師会や関係機関と連携・協議して実施するため、「豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会」を行ないます。

事業名（担当課）	事業内容
新型インフルエンザ等対策推進協議会 （地域保健課）	医療体制や予防接種体制など具体的な対策の協力体制を確保するため、医療機関・関係団体等と協議し、必要事項を検討します。

##### ② 予防接種（特定接種・住民接種・職域接種）実施体制の構築（保健予防課／防災危機管理課／人事課）

ワクチン接種により個人の発症や重症化を防ぐことは、健康被害を抑え医療体制を確保することにつながります。医療提供者や新型インフルエンザ等対策に携わる区職員等への特定接種及び区が実施主体となって実施する住民接種、区職員等への職域接種が円滑に行なえるよう体制の構築を図ります。

##### ③ 情報提供・共有の充実（保健予防課／防災危機管理課）

広報・ホームページ、講演会などを活用して新型インフルエンザ等対策に関する情報提供の充実を図ります。また、国や都等と連携して各種サーベイランスを実施し、最新情報を収集します。

発生時には、個人の人権の保護に十分配慮し、都内・区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法などについて、迅速に情報提供します。

また、医師会、区内病院、感染症指定医療機関、社会福祉施設、学校等と情報共有・連絡調整を図ります。

##### ④ 発生に備えた訓練実施（地域保健課／生活衛生課／保健予防課／健康推進課／長崎健康相談所／防災危機管理課）

発生段階に応じた全庁的な訓練を実施します。また、関係機関とも連携・協議し、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう対策訓練を実施します。

事業名（担当課）	事業内容
新型インフルエンザ等対策訓練 （保健予防課）	発生時に備えた対応訓練を庁内・関係機関と連携・協力して実施します。

#### ⑤ 医療資器材の整備・備蓄（地域保健課／保健予防課／学務課）

積極的疫学調査や接触者健診など防疫体制に必要な医療資器材を計画的に整備・備蓄していきます。また、区立小・中学校、幼稚園に各種感染症対策消耗品の整備を行いません。

### コラム 「豊島方式」による新型コロナワクチン接種体制 ～オールとしまによる取り組み～

豊島区では新型コロナウイルスワクチン接種について、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会など、区内の医療機関・団体等と連携し、個別接種・集団接種・巡回接種の3層による接種体制「豊島方式」で行い、区民の生命や健康を守りました。

- ・ 個別接種…医療機関における接種（約200か所）
- ・ 集団接種…区施設、歯科医師会館における接種（8施設）
- ・ 巡回接種…区民ひろばにおける接種（19施設）

ワクチンの配送にあたっては、薬剤師会の薬剤師がワクチンの小分け・配送を担い、安全な配送体制を確保しました。また、ワクチンの接種では、歯科医師会の歯科医師主導による集団及び職域接種が実施され、接種会場においては、看護師会の看護師が接種後の体調管理業務を担いました。さらに、接種会場において急を要する重篤な副反応が見られた場合に、医師会、都立大塚病院等による後方支援体制を確保しました。

区民が安心してワクチン接種を受けることができる環境を整えるために、区で進めてきた多職種連携によるネットワークが存分に発揮されました。

### 3. 災害時の医療、保健衛生体制の構築

#### (1) 目標

大目標	<p>発災による死者を最小限にとどめるために、負傷者や健康被害を受けた者に対し迅速に対応できる災害医療体制と発災後の健康を守るための保健衛生体制の構築に努めます。</p>
小目標	<p>① 災害時身を守るための知識と事前の備えについて普及啓発に努めます。</p> <p>② 発災に備えた医療体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急医療救護所、医療救護所の整備</li> <li>・ 医療救護を行なう人員の確保</li> <li>・ 人工透析、周産期などの専門的な医療への対応を整備</li> </ul> <p>③ 関係機関との発災に備えた訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急医療救護所、医療救護所立ち上げ訓練実施</li> <li>・ 図上訓練実施</li> </ul>

#### (2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
災害医療検討会議開催数	1回	令和5年版 豊島区の保健衛生	2回	2回
災害医療訓練実施回数	3回	令和5年版 豊島区の保健衛生	7回	10回
医療救護活動従事者登録者数	170人	令和5年3月 31日現在登録者	178人	190人

#### (3) 現状と課題

##### ① 人的被害想定

令和4年5月に都が発表した首都直下地震等による東京の被害想定報告書によると、都心南部直下地震（M7.3）が発生した場合で、下記の被害想定となっています。

想定時間・風速：冬18時・8m/s

被害内容	計（人）	内 訳					
		ゆれ・液状化 建物被害	屋内 収容物	急傾斜 地崩壊	火災	ブロック 塀等	屋外 落下物
死者	55	25	4	0	17	9	0
負傷者	1,362	898	102	0	33	327	4
うち重傷者	215	56	22	0	9	127	0

## ② 東日本大震災後の都の動き

都では3.11を踏まえ、平成24年9月に、「災害医療体制の在り方について（東京都災害医療協議会報告）」を公表し、新たな災害医療体制への対応を都内各区市町村に促しました。これにより、区では、平成25年10月に災害医療検討会議を立ち上げ、病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会、消防、警察など関係機関と災害医療体制の構築に向けて、協議を重ねています。

## ③ 区の災害時の医療体制の構築

災害医療検討会議での協議により、区の災害医療体制の構築を進めています。

### i) 区災害医療コーディネーター

医療対策本部内の医療救護活動を統括・調整するために必要な医療情報を集約、一元化し、医療救護活動の医学的助言を行うために、区災害医療コーディネーターを配置します。

（令和5年4月1日現在）

区 分	職・氏名	
メインコーディネーター	池袋病院院長	川内 章裕
サブコーディネーター	大同病院院長	島本 周治
	要町病院副院長	吉澤 明孝
	都立大塚病院院長	三部 順也
	池袋保健所長	植原 昭治

### ii) 緊急医療救護所、医療救護所等の整備と医薬品、医療資器材の備蓄

区内の災害拠点病院、災害拠点支援病院等の近隣に開設する緊急医療救護所、また、地域本部設置の救援センターに開設する医療救護所で使用する医薬品、医療資器材を備蓄しています。

### iii) 衛生用品等、生活必需品の備蓄確保

救援センターに衛生用品等、生活必需品の確保を行なうとともに、各家庭で、防災備蓄（常備薬、口腔ケアグッズ等）をするように啓発が必要です。

### iv) 医療救護活動従事者の確保

震度6弱以上の地震が発生した際は、区職員はもとより、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会、区に登録している看護師等は、緊急医療救護所及び医療救護所に自主参集し、医療救護活動を行なうこととなっています。医療対策本部の指示のもと、多職種の医療従事者が互いに連携し、効率的に医療救護活動を行なえるよう、訓練を繰り返し行なっています。



#### v) マネジメント力の強化と受援体制の整備

避難所等で保健予防活動及び生活衛生確保に関するマネジメント力を強化するために、国や都が開催するDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）研修に参加するとともに、受援体制を整備します。

#### (4) 目標達成に向けた取り組み

##### ① 災害に関する知識・情報の普及啓発（地域保健課／防災危機管理課／保健予防課／健康推進課／長崎健康相談所）

災害時に身を守るための知識や事前の備蓄等についての普及啓発を行ないます。また、区の実施している災害時の訓練や医療体制について積極的に周知します。

事業名（担当課）	事業内容
衛生用品等、生活必需品の備蓄の推進 （地域保健課／防災危機管理課／健康推進課）	救援センターで衛生用品等（おむつ、生理用品、口腔ケアグッズ等）生活必需品の備蓄を推進します。

##### 重点 ② 緊急医療救護所・医療救護所の整備（地域保健課／防災危機管理課）

医療救護活動を迅速かつ効率的に行なえるよう、緊急医療救護所、医療救護所を整備します。

事業名（担当課）	事業内容
緊急医療救護所開設地の確保 （地域保健課）	区内すべての病院の近隣に緊急医療救護所が開設できるよう、区内病院及び関係機関と緊急医療救護所開設地を協議する。
医薬品・医療資器材の備蓄 （地域保健課）	医療救護活動に必要な医薬品及び口腔衛生用品、医療資器材を確保する。
医療救護活動従事者等の登録 （地域保健課）	緊急医療救護所及び医療救護所等で医療救護活動を行なう看護師等の登録を行なう。

##### 重点 ③ 訓練実施（地域保健課／生活衛生課／保健予防課／健康推進課／長崎健康相談所／防災危機管理課）

関係団体と共催で訓練を繰り返し実施し、発災時に備えるとともに、連携を強化します。

事業名（担当課）	事業内容
災害医療に関する訓練の実施 （地域保健課）	緊急医療救護所、医療救護所の開設訓練、情報伝達をシミュレーションする図上訓練、負傷者のトリアージ訓練、搬送訓練を実施する。

④ マニュアル整備（地域保健課／生活衛生課／保健予防課／健康推進課／長崎健康相談所／防災危機管理課）

防災危機管理課と連携し、豊島区地域防災計画、豊島区国民保護計画、BCP及び豊島区受援計画に基づく災害医療、保健衛生活動に関わるマニュアルを整備します。整備にあたっては、要配慮者対策（障害者、妊婦、乳児、慢性疾患患者、外国人等）についても対応を検討するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会他関係機関との連携についても整備します。

また、人工透析、周産期などの専門的な医療の救護活動は、東京都「災害時における透析医療活動マニュアル」及び「災害時小児周産期医療救護活動ガイドライン」に従い、東京都と連携して支援を行えるようにマニュアルを整備します。

事業名（担当課）	事業内容
マニュアルの整備 （地域保健課／生活衛生課／保健予防課／健康推進課／長崎健康相談所）	防災危機管理課及び関係団体と連携し、災害医療、保健衛生活動に関わるマニュアルを整備する。また、実効性のあるマニュアルになるよう、訓練等により検証を行ない、随時内容の更新を行なう。

⑤ 在宅人工呼吸器使用者の個別支援計画作成の推進（健康推進課／長崎健康相談所／高齢者福祉課）

在宅人工呼吸器使用者に対し災害時個別支援計画を整備し、区及び在宅人工呼吸器使用者の日常の医療ケアに携わる訪問看護ステーション、その他医療機関等が協力して災害時の対応等を支援します。

事業名（担当課）	事業内容
在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業 （健康推進課／長崎健康相談所／高齢者福祉課）	訪問看護ステーションに委託し、在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成を推進する。